

【66 例目】栃木県（那須塩原市）における 豚熱の患畜確認農場の現地調査概要

拡大豚熱疫学調査チームによる現地調査の概要は以下のとおり。

（１）農場の概況

- ① 当該農場は、平野に位置する繁殖農場であり、系列の一貫農場に肥育豚を出荷していた。農場の周辺には商店、田畑及び雑木林が存在していた。
- ② 農場周辺では野生イノシシの生息が多数確認されており、昨年11月には農場から約1.3km、本年3月には約10km圏内の2地点で野生イノシシの感染が確認されていた。

（２）飼養衛生管理関係

- ① 従業員は農場立入り時に農場専用の長靴、作業着に着替えていた。
- ② 農場には飼養豚を管理する従業員が関連農場を含め26名いた。担当作業は固定しておらず、複数の畜舎の作業に従事しているとのことだった。
- ③ 発生豚舎である離乳豚舎に入る際を含め、各豚舎への立ち入り時に豚舎専用の長靴への交換や靴底の消毒、専用作業着への更衣、手袋の交換・手指消毒はいずれも実施していなかった。
- ④ 飼料の輸送車両等が農場に入る際には、農場入口の動力噴霧器で車両消毒を行い、運転手は各自が用意した長靴・作業着を着用していたが、手袋の交換や手指消毒は実施していなかった。
- ⑤ 豚を豚舎間で移動する際は、母豚や子豚は屋外の通路を歩行させ、離乳豚はケージで運搬していた。通路、ケージの使用前後の洗浄・消毒は実施していなかった。
- ⑥ 農場では主にパイプラインで自動給餌していたが、一部の豚舎では紙袋で畜舎に飼料を持ち込み、畜舎内に蔵置した給餌車で給餌していた。
- ⑦ 飼養豚への給与水は、井戸水を使用していた。水質検査は不定期に実施しており、直近では昨年実施したとのことだった。
- ⑧ 糞は、農場内で一時保管し系列農場に毎日運搬した後、堆肥化

していた。

- ⑨ 防鳥ネットについて、豚舎は、概ね設置されていたものの、糞便保管場所及び敷料（おが粉）の貯蔵場所については、屋根はあったが未設置であった。
- ⑩ 死体は冷凍庫で保管し、化製処理業者が回収していた。この際、農場入り口に停めた業者の車両まで農場の重機で運んでおり、業者の車両が農場内に入ることはなかった。

（３）野生動物関連

- ① 衛生管理区域の周囲には、金網フェンスが設置されており、農場出入口には門が設置され、使用時以外は閉鎖されていた。
- ② 飼養管理者によれば、農場周辺ではイノシシは確認していないが、ネコは目撃されているとのこと。また、農場敷地内でも、ネコが確認されていたが、畜舎に防鳥ネットを設置した昨年９月以降は見られなくなったとのこと。
- ③ 豚舎はセミウインドレス豚舎で、飼養管理者によれば畜舎内でネズミを見かけることがあったとのこと。また、壁面に破損が複数認められた。

（４）臨床症状の経過

- ① 当該農場では令和２年４月に初回の豚熱ワクチン接種が実施されており、その後、継続的に豚熱ワクチン接種が実施されていた。
- ② 本年４月１２日に発生豚舎のワクチン接種豚（４月９日接種）の一部でパイルアップと発熱が確認されたことから治療を行った。豚熱ワクチン接種豚であることから豚熱を疑わなかったとのこと。
- ③ その後、同じ畜舎や隣接する離乳豚舎、発生豚舎から豚を移動させた子豚舎でも同様の症状が認められたとのこと。
- ④ 治療の効果が認められず、死亡豚が継続して発生したため４月１６日に家畜保健衛生所に通報したとのこと。
- ⑤ 調査時には、発生豚舎及び子豚舎で死亡、活力低下、チアノーゼ、パイルアップが確認された。

（以上）